

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、2016年6月29日開催の第139期定時株主総会において、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。)で創設された「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしました。監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めることを目的としてあります。

また、株主・投資家の皆様の信頼を確保するうえで、公平かつ正確な情報が重要であると認識し、今後とも迅速な情報開示に努めていく所存であります。

【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性の確保に十分配慮いたします。
- (2)株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性・公正性の確保に努めます。
- (4)取締役会において透明・公正かつ迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[\[更新\]](#)

【補充原則1-2-4】

当社は、当社の株主構成を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや、株主総会招集通知の英訳等については、事務負担や費用対効果の観点も考慮し、海外株主比率が15%程度となった際に検討することいたします。

【補充原則3-1-2】

当社は、当社の株主構成を勘案し、英文での情報開示については、事務負担や費用対効果の観点も考慮し、海外株主比率が15%程度となった際に検討することいたします。

【補充原則4-8-1】

独立社外取締役は、現状においては十分積極的に取締役会における議論に貢献しておりますが、今後独立社外取締役が複数となった際には、社外役員間での情報交換・情報共有の方法について検討いたします。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役は、現状は2名となります。「筆頭」は特段定めておりません。経営陣との連絡・調整は十分図れていますが、今後、独立社外取締役が増員となる場合は、経営陣との連絡・調整に関する体制整備を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[\[更新\]](#)

【原則1-4】 政策保有株式

当社は、政策保有株式については、保有することが保有先企業との取引関係の維持・強化に資するものであり、それによって当社の企業価値向上が見込まれることが確認できた場合に保有することとしています。また、政策保有株式については、定期的にそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを、取締役会で定期的に保有の適否を検証しています。なお、検証の結果、保有の合理性が認められなくなつたと判断される銘柄については売却を行い、縮減を図っていきます。

なお、検討の結果、2016年12月時点より9銘柄を売却し、縮減を図っております。

【補充原則1-4】 政策保有株主から売却の意向を示された場合の対応方針

当社は、当社株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からの当該株式の意向が示された場合には、これを承諾します。

【補充原則1-4】 政策保有に係る議決権の行使基準

議決権の行使については、保有先企業と当社の企業価値向上に資するものであるか、また、投資先の株主共同の利益に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使しております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は、取締役との利益相反取引等については、法令等に従い、取締役会にて事前承認と事後報告を義務付けています。また、上記以外の関連会社・主要株主等との取引については、取締役会にて定めた社内規程に従い取引の承認を行っており、重要性に応じて事業報告・有価証券報告書に記載しております。なお、役員の利益相反取引の有無を把握するため、本人及び近親者(三親等内)と当社との間の取引の有無については毎年定期的に確認を行っております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付型企業年金に加入しており、運用に関しては企業年金運用会社に委託しております。外部機関による運用実績等のモニタリングについては、人事部門が業務を担当しております。

なお、企業年金運用会社には議決権行使を含めて委託しているため、企業年金の受益者と会社との間に利益相反が生じることはありません。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)当社の経営理念は以下のとおりです。

- ・お客様の満足感を創造し、業績の向上に努める。
- ・信頼される品質をもって、社会に貢献する。
- ・参画と協調により、活力のある職場をつくる。

また、当社の経営戦略・経営計画については有価証券報告書 第2【事業の状況】3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(3)取締役の報酬については、社外取締役が過半数で構成する任意の取締役会の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」で、業績評価、役職、批准すべき使用人等を勘案のうえ審議し、取締役会に対して助言・提言します。当該の助言・提言を踏まえ取締役会で決定しております。

(4)代表取締役及び取締役の選任については、「指名・報酬諮問委員会」において、個々の能力、経験、人柄等に加え、全ての事業部門をカバーできるバランス等を考慮のうえ、適材適所の観点から総合的に審議し、取締役会に対して助言・提言します。当該の助言・提言を踏まえ取締役会で決定しております。

(5)代表取締役及び取締役の解任については、取締役会にて会社業績等の評価及び法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、適時に「指名・報酬諮問委員会」での審議を踏まえ、取締役会において決定いたします。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会を原則月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する事項を決定しております。また、当社は業務執行の責任と役割を明確にし、業務執行機能を強化することを目的に執行役員制度を導入しており、執行役員会において、月次決算や利益計画等の業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の徹底を図っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法が定める社外役員の要件及び、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠した独立性判断基準を策定しており、当該基準に該当し、かつ、取締役会において建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外役員候補に選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、監査等委員である取締役4名を含め11名で構成されております。豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する取締役や、独立した客観的な立場から監査・監督を行う監査等委員など、専門知識や経験等の異なる多様な人材で構成するものとしております。なお、事業構成や規模を踏まえ、取締役の構成は全員男性かつ日本人となっていますが、必要に応じジェンダー・国際性面での多様性確保についても検討していきます。

【補充原則4-11-2】

取締役(監査等委員である取締役を含みます。)における上場会社の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、全取締役(監査等委員含む)を対象に年1回「取締役会の実効性に関するアンケート」を実施しております。2019年3月期における当社取締役会の実効性の分析・評価につきましては、概ね実効性は保たれている結果となりましたが、今後も更に実効性を高めていくよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

新任役員には、就任後速やかに役員としての心構えやコンプライアンス等に関する研修を実施します。社外取締役には、当社業務の特徴および業界を取り巻く環境等に関する研修や、事業所の見学会等を実施します。また、それ以外の役員に対しても適宜必要な研修の機会を提供し、その費用は会社が負担することといたします。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主との対話については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、前向きに対応し、合理的な範囲で、担当取締役が面談に臨むこととしています。また、取締役会は、株主との建設的な対話を促進するために以下の体制・方針を定めます。

(1)株主との対話全般については、管理部担当取締役がその統括を行います。

(2)株主との対話においては、管理部が主体となり、必要に応じて関連部門と連携し対応します。

(3)株主との対話については、個人投資家及び機関投資家向けに決算説明会等を実施しております。

(4)株主総会や決算説明会等において把握した株主からの意見・懸念等については、必要に応じて担当取締役が、社長や取締役会へ報告を行っています。

(5)インサイダー情報については、内部者取引管理規程を定め、本規程に従って厳格に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	577,300	36.60
株式会社七十七銀行	49,500	3.13
株式会社常陽銀行	49,500	3.13
東洋刃物株式会社	42,370	2.68
東洋刃物社員持株会	39,300	2.49
みずほ信託銀行株式会社	28,000	1.77
株式会社仙台ビルディング	23,500	1.48

道端良行	21,400	1.35
株式会社光通信	20,800	1.31
大同特殊鋼株式会社	20,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
早川二郎	他の会社の出身者										
林昭洋	他の会社の出身者										
鎌田宏	他の会社の出身者										
木田恭弘	他の会社の出身者										
砂田有史	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早川二郎			株式会社仙台放送元代表取締役社長。なお、株式会社仙台放送は株主であり、他の取引はありません。また、社外取締役個人は当社の株主であります。直接利害関係を有するものではありません。なお、同氏は独立役員であります。	学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに経営に対する適切な助言・指導をいただくため選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。

林昭洋		株式会社地域経済活性化支援機構のディレクター及び同機構の子会社であるREVICパートナーズ株式会社のディレクターであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに金融や財務についての専門的な知識及び豊富な経験を有しており、経営に対する適切な助言・指導をいただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。
鎌田宏		株式会社七十七銀行相談役。 なお、株式会社七十七銀行は当社の主な借入先かつ株主であります。その取引は定型的なものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。
木田恭弘		株式会社常陽リース元代表取締役社長。 なお、株式会社常陽リースは株式会社常陽銀行の連結子会社であり、株式会社常陽銀行は当社の主な借入先かつ株主であります。また、その取引は定型的なものであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。 なお、同氏は独立役員であります。	学識ならびに企業経営の豊富な経験をもとに公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。
砂田有史		株式会社地域経済活性化支援機構のシニア・ディレクター及び同機構の子会社であるREVICパートナーズ株式会社のシニア・ディレクターであり、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。	学識ならびに弁護士として培われた豊富な経験と法律知識を有しており、公正かつ中立的な立場から、取締役の職務執行の監督機能向上に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反が生ずる立場にはないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織は、本社管理部門としてあります。当該者の任命・異動等については、監査等委員会の意見を尊重した上で行い、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性を確保しております。また、補助に当たっては取締役(監査等委員であるものを除く。)をはじめ組織上の上長等の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令に従います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査等委員会と会計監査人の連携状況

定期的に会計監査人からの報告・説明を受け、監査等委員会として監査の内容につき検討を加えております。また、監査計画や業務監査の内容等を隨時報告し、情報の交換を行うことで相互の連携を深めることとします。

2. 監査等委員会と内部監査部門の連携状況

当社は、独立した内部監査部門として代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専属で従事するほか、同室長と各部門長が協議のうえ、各業務従事者より内部監査員を任命し、所属部門以外の監査を行っております。

内部監査室は監査等委員会の定期監査による指摘・助言等を受け、被監査部門に対して迅速に対処すべく、指導部署に対して問題の改善を指示する等の対応をしております。また、監査等委員会に対しては、適宜的確な情報を提供し、相互連携を図りながら監査する体制をとっています。

3. 会計監査人と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門である内部監査室は、会計監査人に対して、内部統制のモニタリング結果を報告することや、適宜的確な情報を提供し相互連携を図りながら監査する体制をとっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮詢委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮詢委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名や経営陣の報酬等に関する事項について、社外取締役が過半数で構成する任意の「指名・報酬諮詢委員会」にて審議し、客觀性および透明性を確保いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2018年6月28日開催の取締役会において、業績連動型報酬制度導入を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する報酬の内容は、2016年6月29日開催の定時株主総会における取締役報酬限度額の決議である年額1億50百万円の範囲内で設定しております。

監査等委員に対する報酬の内容は、2016年6月29日開催の定時株主総会における監査等委員である取締役報酬限度額の決議である年額40百万円の範囲内で設定しております。

また、有価証券報告書において報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

2018年6月28日開催の取締役会において、役員報酬制度を決定しております。その概要は、以下のとおりであります。
なお、各監査等委員の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。

a. 役員報酬の方針

経営者の報酬を中長期的な企業価値創造及び中長期保有株主の利益に連動させるとともに、グループ発展のために優秀な経営人材を確保し、かつ業務執行役員の経営意欲向上及び経営能力を最大限発揮するとともに、経営に対する責任を明確にすることを目的とする。

役員の報酬は原則として、以下の2種類とする。

- ・固定報酬

役位に応じた定額の基本報酬

- ・業績連動報酬

業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役(業務執行取締役)及び執行役員に限るものとし、監査等委員である取締役及び社外取締役は業績連動報酬の対象としない。

b. 業績連動報酬の決定基準

2019年3月期の業績連動報酬は、業務執行役員に対し、当該事業年度に係る東洋刃物単体経常利益(役員業績連動報酬支給前)から2016年3月14日公表の当社中期経営計画に定める当該事業年度の単体経常利益を控除した額に10%を乗じた額に、役位別に定めた配分比率および評価係数を乗じて算定する。

算定式

算定式:(東洋刃物単体経常利益(役員業績連動報酬支給前) - 中期経営計画に定める単体経常利益) × 10% × 役位別配分比率 × 評価係数

- ・役位別配分比率

役位 : 配分比率

社長 : 25%

専務 / 常務 1 : 15%

その他 2 : 60%

1. 「専務 / 常務」は、全社を統括する専務取締役又は常務取締役の1名をいい、一部門のみを担当するものは「その他」を適用する。

2. 「その他」の対象となる担当取締役及び執行役員が5名以下の場合、下記の算定式で計算された調整後役位別配分比率を適用する。

調整後役位別配分比率 = 60% × 対象者人数 ÷ 6

- ・評価係数

社長、及び全社を統括する専務取締役又は常務取締役は、連結業績や子会社ガバナンス等に関する指標を指名報酬諮問委員会で設定し、毎年その達成状況に応じて下限0.5から上限1.0の範囲で定めるものとし指名報酬諮問委員会で決議する。

その他の担当取締役及び執行役員は、別に定める各人の業績連動報酬ポイントに基づいて、以下の算定式で算定される。

評価係数 = 各取締役又は執行役員の業績連動報酬ポイント / 全業務執行取締役及び執行役員の業績連動報酬ポイントの合計

- ・確定限度額

法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する確定額(上限額)を役位別に定める。

役位 : 上限額

社長 : 9百万円

専務 / 常務 : 8百万円

担当取締役 : 4.5百万円

執行役員 : 3.6百万円

当社において取締役の報酬を決定するに当たっては、任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当部門は特に設けておりませんが、欠席された取締役会の審議内容については、管理部を中心に面談または書面にて説明および報告しております。また、経営に関する重要事項が発生した場合は逐次面談または書面にて情報の伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[更新]

(1) 会社の機関の内容

経営方針の決定等にあたっては、会社経営の最高意思決定機関としての取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。また、業務執行の責任と役割を明確にし、業務執行機能を強化することを目的に2011年7月から新たに執行役員制度を導入し、執行役員会を毎月開催し業務上の重要事項を協議するとともに経営方針ならびに取締役会決定事項の迅速なる徹底を図ることとしております。更に、定期的に当社取締役会にグループ会社責任者を招集し、当社グループ全体として課題の共有化と収益向上のため連携を強化しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は常勤監査等委員1名と社外監査等委員3名を含む4名で構成されており、監査等委員会を原則四半期に1回開催し、経営・倫理両面での監査体制を確立しております。

なお、常勤監査等委員は社内の主要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を執るとともに、各事業所に対する業務監査および子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告しております。

(3) 内部監査の状況

内部監査室は代表取締役社長に対し、各業務部門の活動が効率的かつ妥当なものであるかについて検討および検証し、業務改善に向けた報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導・助言を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。

(4) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は草野和彦氏および成田孝行氏であり、有限責任 あづさ監査法人に所属しております。

なお、会計監査人には、正確な経営情報を提示し公正不偏な立場から監査が実施されるよう配慮しております。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名およびその他6名であります。

当社の有限責任 あづさ監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する監査証明に基づく報酬は年間21百万円であり、上記以外の業務に基づく報酬はありません。

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定に関する方針は特に定めておりませんが、監査の対象範囲や監査に係る要員および監査に要する時間等を勘案し、公認会計士法第2条第1項に規定する監査証明業務に基づく報酬として妥当と判断する内容で監査報酬を決定しております。

(5) 指名・報酬諮問委員会

取締役の指名や報酬の決定につきましては、取締役の諮問に応じて適切な助言を得る仕組みとして、社内取締役2名、社外取締役3名で構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、客觀性・透明性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用することにより、過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が取締役の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年12月3日に個人投資家向け説明会を開催し、会社の概要および今後の展望につきまして説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年6月11日にアナリスト・機関投資家向けに2018年3月期決算説明会を開催し、決算の概要および今後の展望につきまして説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	本社担当取締役または本社担当執行役員を情報管理責任者とし、社内規程「内部者取引管理規程」に基づき開示情報の管理・集約を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は監査等委員設置会社であり、監査等委員である社外取締役3名を含む4名により監査等委員会を構成し、取締役会や重要な会議への出席のほか、定期的な業務及び財産の状況に関する調査を行い、取締役等に対する助言又は勧告等の意見の表明など必要な措置を行う体制をとっています。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、独立した内部監査部門として代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置しており、内部監査室長1名が専属で従事するほか、同室長と各部門長が協議のうえ、各業務従事者より内部監査員を任命し、所属部門以外の監査を行っております。

内部監査室は代表取締役社長に対し、各業務部門の活動が効率的かつ妥当なものであるかについて検討および検証し、業務改善に向けた報告を行っております。被監査部門に対しては監査結果に基づき改善指導・助言を行うとともに、改善状況の報告を求めるなど、実効性の確保に努めております。

また、監査等委員会の定期監査による指摘・助言等を受け、迅速に対処すべく指示する等対応しております。

監査等委員会および会計監査人に対しては、適宜的確な情報を提供し、相互連携を図りながら監査する体制をとっています。

なお、全社として法律上の判断が必要な際には、顧問弁護士への確認を行うなど、経営に法律的なコントロールが働くようにしております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、巻末の参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反につながるものと認識し、警察および顧問弁護士等と連携のうえ毅然とした姿勢で対応しております。

2. 反社会的勢力に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理部総務課におき、総務課長を不当要求防止責任者としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

宮城県警暴力団対策課に事務局を置く「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」に加入しているほか、「宮城県暴力団追放推進センター」「仙台市暴力団追放対策協議会」にも加入し、各種会議等に出席することにより、反社会的勢力に関する情報を収集しております。

また、顧問弁護士とも有事の際には即時に連携がとれる体制を整えております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

(2)に記載の各団体から提示される各種情報を中心に収集・管理しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

社内マニュアルは現在作成しておりませんが、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」より配布された「暴力団対策マニュアル」などを参照し、関連部署に要点を通知しております。

(5) 研修活動の実施状況

宮城県公安委員会が開催する「不当要求防止責任講習」に定期的に出席するほか、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」が年各1回開催する「講習会」「研修会」に出席し、その内容を対応部署を中心に報告しております。

その他

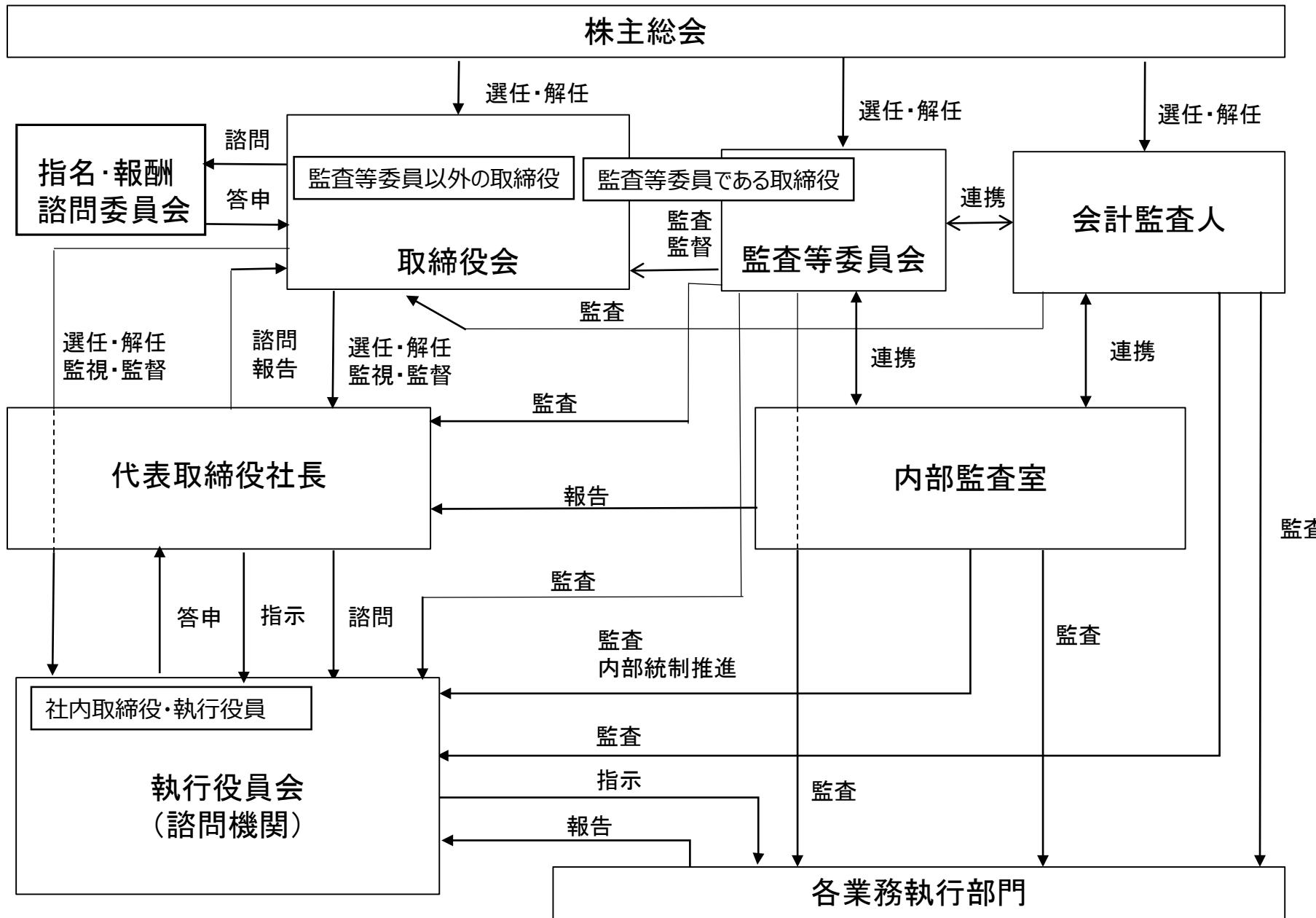
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

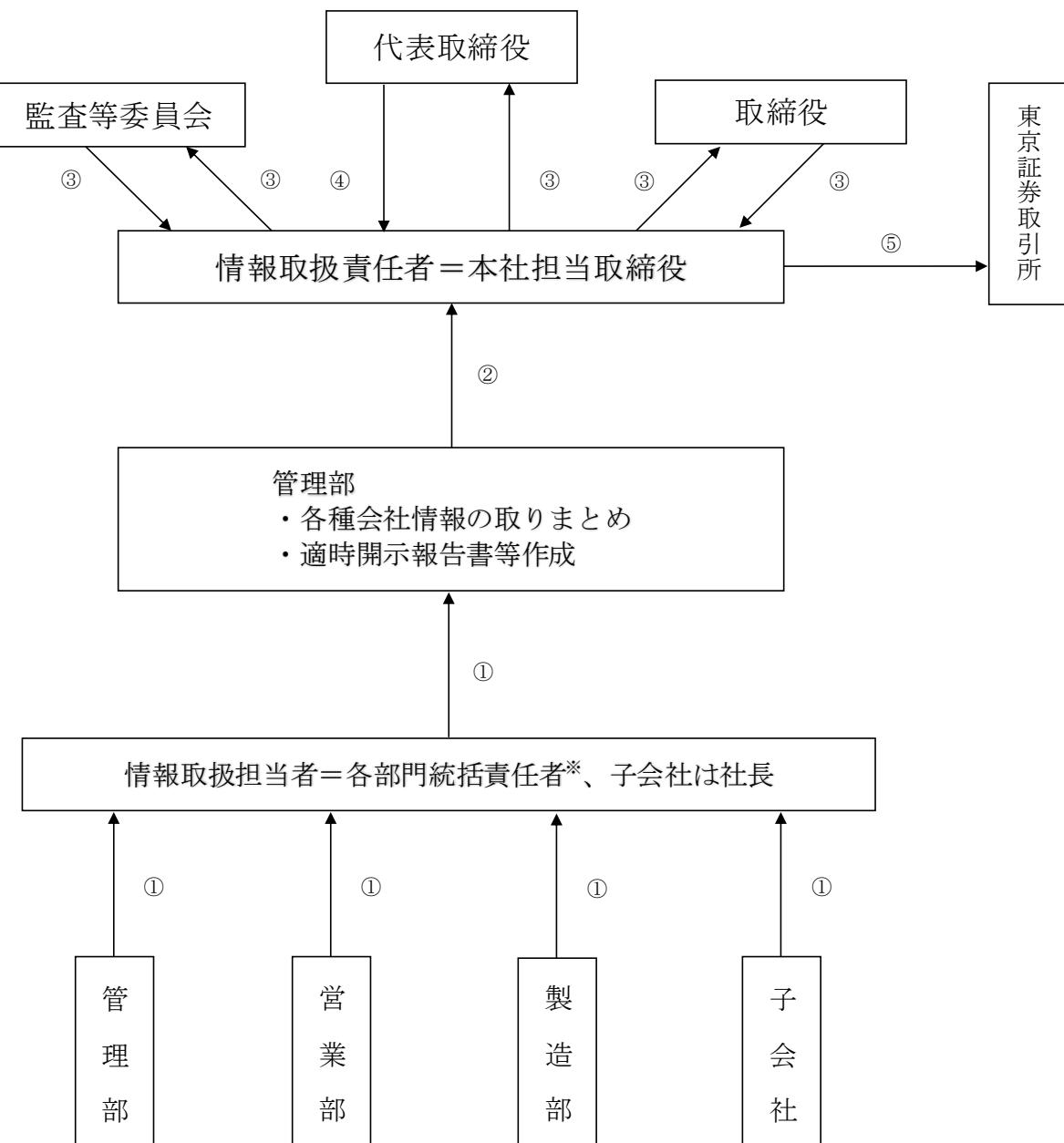
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況



<各種会社情報の取り扱い>

- ① 適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、関連各部、子会社より情報取扱担当者（各部内の統括責任者、子会社の場合は社長）を経て管理部に報告される。
- ② 管理部においては、連絡されたすべての各種情報を吟味し開示項目に該当するかどうか確認する。適時開示が必要な情報は適時開示報告書を作成の上、情報取扱責任者に報告する。
- ③ 情報取扱責任者は、取締役、監査等委員会からの情報を受けるとともに、情報開示必要性の根拠、時期および開示資料等を代表取締役および取締役、監査等委員会に報告する。
- ④ 代表取締役は、情報取扱責任者に開示を指示する。
- ⑤ 情報の開示。

- ※ 情報取扱責任者は、関係部内の責任者に対し開示項目の内容、基準および開示時期等に関する資料を配布する等により常に啓蒙に努めるとともに、関係法令、諸規則の変更、開示項目の変更等があった場合は速やかに通知する。
- ※ 緊急事態が発生した場合は、予め定めてある社内緊急連絡網に基づき遅滞なく対応する。
- ※ 取締役会、執行役員会をはじめ諸会議等を通じ、常に法令順守および企業倫理意識の啓蒙に努める。

以上